

今年の夏、私は大分県日田市にある「咸宜園（かんぎえん）」跡を訪ねました。

咸宜園は、幕府の天領であった豊後国日田の町に生まれた、江戸時代の儒学者で、教育者、漢詩人の広瀬淡窓（ひろせたんそう）が開いた私塾で、その門下生には、蘭学者・高野長英を始め、長州藩出身で幕末に活躍した大村益次郎、長崎で写真業を開業したことでも有名な上野彦馬など、たくさんの著名な人物がおり、塾の最盛期には 230 人もの塾生がこの咸宜園で学び、そして育ちました。

咸宜園では、入学金を納入し名簿に必要事項を記入すれば、身分を問わず誰でもいつでも入塾できた。また、「三奪の法」によって、身分・出身・年齢などのバックグラウンドにとらわれず、全ての塾生が平等に学ぶことができるようにされたのですが、入門簿に記載する項目に紹介者が必要であり、この紹介者によって入門の可否の多くが決定されたようであります。

大村益次郎の紹介者が 出身の小泉玄常（げんじょう）でありました。

広瀬淡窓は 75 歳でこの世を去るまでの 52 年間もの長き間、子弟達の教育にいそしみ、淡窓の門弟の数は、淡窓一代で約三千人にもものぼると言われています。淡窓の教育にかけた情熱が、この数字からでも実感出来るのではないのでしょうか。

現在の大分県日田市には、淡窓が主催した「咸宜園」の建物が復元され、毎年数多くの観光客が訪れる観光スポットの一つとなっています。

さて、同じ情熱でも、

現在のトップリーダー、菅総理はいかがでしょう。
臨時国会が閉幕となりました。

ひどい国会でした。政府提出法案の成立率は過去 10 年間で最低の 37. 8%にとどまり、菅首相が掲げた「熟議の国会」にはほど遠い現状でした。

補正予算がやっとのことで成立、あとは混乱の極み、迷走の限りを尽くした、国民にはいたたまれないほどの国会でした。

子ども手当についても、早々に 2 万 6 0 0 0 円の満額支給をあきらめ、全額国庫負担といていた財源負担も、地方負担と企業負担を継続する方針となっています。

マニフェストはもはや「紙切れ以下」で、サギフェストです。

3 歳未満に関しては 2 万円に引き上げるとしていますが、これは、来年度から所得税の扶養控除が廃止となり、それによる負担増を避けるための、つじつま合わせという代物です。

国民の幸せを最大の目的とする責任感がおありでしょうか。
今、国民が望んでいることは明白です。

消費税の増税より、まず景気回復です。そのためには、仕事をつくるのが最優先されるべきです。雇用の創出も、仕事が増えて初めて可能となります。

仕事を増やす方法として、私たち公明党は、21 世紀型の公共投資を提案いたしております。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

先ず、初めに、県内建設業の振興について

昨年の民主党を中心とした政権の誕生とともに、「コンクリートから人へ」という誤ったキャッチフレーズのもと、ダムをはじめとした公共事業が『無駄』の象徴として悪者扱いされただけでなく、国の平成22年度公共事業関係予算は、対前年度比18%という極端なカットが行われました。

さらに、国の平成23年度の概算要求方針においては、「元気な日本復活特別枠」という枠を設け、予算の組み替えを目指すというものの、「政策コンテスト」という一種のイベントのようなものを経て、その配分を行うといえます。

また、先に行われた政府の行政刷新会議による「事業仕分け」においては、社会資本整備事業特別会計を、「無駄の温床」と位置付け、その廃止とともに、港湾、道路、治水の各事業については、平成23年度予算額を対前年度比10%～20%削減するようにと判定されました。

このように、今後の公共事業予算の見通しは、さらに不透明な状況にあります。

これまで続けられてきた予算の削減により、県内建設業者の経営が非常に厳しく、しかも、今後も改善の見込みが立たない状況にあることは、度々指摘されてきたところでありますし、我々議員の活動の中でも、悲痛な、叫びとも言えるような声をよくお聞きするところであります。

地域の経済に与える影響が大きい建設業の窮状を改善するためには、公共事業費の確保が何よりも重要であり、県のご努力を強く期待しているところですが、一方で、厳しい財政状況の中、また、国の予算も削減される中で、県独自で公共事業予算を大幅に増額していくことが困難であることも理解できるところであります。

では、厳しい経営状況が続く県内建設業に対し、県として、どのような取り組みを進めることができるのか、ですが、私は、限られた公共事業予算の中で、県内建設業を支えていくために最も重要なことは、まずは県内業者への発注、そして絶えまない入札制度の改革であると思います。

県発注の工事を県内業者へ発注する、資材を県内で調達するといった公共工事の地産地消ということはもちろん、国や関係団体の工事であっても、県内で発注される工事については、県内業者が受注できるよう、発注者へ強く要請していくようなことも必要ではないか、また、利益を度外視した、叩き合いと言えるような受注はさせない、必要な経費や利益を見込んだ適正な積算を行い、その上で正しく競争が行われることが重要ではないか、と考えます。

そこでお伺いします。

大幅な公共事業予算の削減が続く中、県は、県内建設業の状況をどのように認識しているのか、また、雇用の確保や地域経済、あるいは地域そのものを支える役割を持つ建設業の振興に向けて、県内業者への発注や入札制度改革をどのように進めていくおつもりなのか、ご所見をお尋ねします。

2,285 (9分)

次に、新規就農者支援対策について

先月、農林水産省が公表した「2010年世界農林業センサス」によりますと、農業就業人口はこの5年間で75万人、

22. 3%の減少と過去最大の減少率で、平均年齢も65.8歳と高齢化も加速するなど、日本農業の衰退に歯止めがかかっていない実態が明らかになりました。

一方、今年8月に同じく農林水産省が公表した「平成21年新規就農者調査」によりますと、平成21年の新規就農者は、全国で6万6,820人となり、ここ数年減少が続いていた新規就農者数が、前年に比べ11.4%の増と増加に転じたとのことです。

長引く景気低迷の影響により、リストラされたり定年退職された方や企業への就職がままならない学卒者の方が実家の農業を継ぐケースが増加したことが奇しくも新規就農者数の増加につながったようであります。

新規就農者の増加は大変喜ばしいことではありますが、雇用情勢の悪化が主な要因であり、今後、農業における担い手の減少傾向に歯止めがかかるかは不透明と言わざるを得ません。

本県におきましても、高齢化に伴い農業従事者が減少する中で、幅広い担い手の確保・育成は大きな課題となっており、農業を産業として成り立つ仕組みに改善し、将来の本県農業を担う新たな担い手を確保する上で、今はまさに絶好の機会ではないかと思うのであります。

そもそも、農業は、天候の影響や病害虫による被害などで生産量が激変することもあり、事業計画を立てにくく、収益が確保しにくいことや、収益を上げることができるまである程度の年数がかかることなど、大変厳しいものであります。

加えて、農業は、長年にわたり培われたノウハウが必要となるものでもありますが、育成する作物や地域によってもそのノウハウは異なることから、地域との十分な連携も不可欠

であります。

わが公明党は、これまでも、農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、生産技術や経営ノウハウを習得させる研修を実施する場合に、研修経費の一部を助成する「農の雇用事業」を立ち上げるなど、就農の促進に取り組んでおります。

私は、農業に興味を持たれている方々が潜在的に増えている今こそ、そうした方々の意欲を、新規就農に結びつけるとともに、就農後、経営が軌道に乗るまでを見通した息の長い支援が大変重要ではないかと考えますが、県では、新規就農者支援対策にどのように取り組まれるのか、御所見をお伺いいたします。

(あと 16 分かかる)

次に、たばこ対策について

他人のたばこの煙を吸い込む受動喫煙が原因で世界中の中で年間 60 万人以上が死亡しているとの推計を、世界保健機構 (WHO) などのグループがまとめ、先ほどイギリスの医学雑誌「ランセット」に発表しました。

それによりますと、世界 192 カ国の喫煙調査や WHO データなどをもとに、受動喫煙にさらされている割合や、受動喫煙が原因となって病気で死亡した人数を計算し、世界中で 60 万 3000 人と推定しました。

死者のうち、16 万 6000 人は 14 歳以下の子どもでありました。

改めて受動喫煙を防ぐ取組みを進める必要があると感じました。

10 月からの増税でたばこが大幅に値上げされ、喫煙者の多くが禁煙を考え始めたようで、受動喫煙の怖さもご理解された今、禁煙に取り組まれることを望みます。

さて、毎月 22 日は「禁煙の日」であることをご存じでしょうか。日本癌学会、日本産婦人科学会など 15 団体で構成する「禁煙推進学術ネットワーク」が禁煙推進運動の一環として定めたもので、第一回目が今年の 2 月 22 日という歴史が浅い運動なので、ご存じない方が多いかもしれないが、この運動のシンボルマークは白鳥（スワン）で、22 日で 2 羽の白鳥の姿を現しています。

だからスローガンも「スワン・スワンで禁煙を！」となるようです。

喫煙者には耳の痛い白鳥物語であります。

一方、県においては「山口県たばこ対策ガイドライン」の見直しをされていると、3 月議会でご答弁されましたが、私としましてどのようになっているか、大変関心の深いものです。

国は、今年の 2 月に公共的な空間においては、原則として全面禁煙との基本的な方向を示したところであり、企業でも社員の健康増進を考え、治療費の補助や禁煙達成者には報奨金の支給また、禁煙を就業規則に盛り込むなど、禁煙を後押しする動きが活発になってきており、多数の者が利用する施設における受動喫煙防止対策に、県は率先して取り組むべきではないかと考えます。

そこでお伺いしますが、県においてはガイドラインの見直しにどのように取り組んでおられるのかお伺いします。

また、施設の出入口においてたばこの煙にさらされることのないよう、出入口と喫煙場所との距離を保つための 1 つの基準である「10 歩ルール」や施設側に取組みを促すための「分煙・禁煙カード」についてのお考えをお聞きいたします。

次に、生活保護受給者のチャレンジ支援について

生活保護制度は、国が生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度であります。

私は、事業等に失敗して、生活保護を受けても、やり直しができる、学び直しができる、勤め直しができる、何度でも「自立」に向けてチャンスがある、こういう社会が実は良い社会だと思っています。

そのため、「生活保護を受けても、いつでも、どこでも、何度でも、誰でも」挑戦できるような社会、それを作る努力をすることが大事だと考えております。

生活保護受給者の自立といっても、それぞれの世帯によって様々な形態が考えられます。

例えば、世帯主や世帯員の就労先を見つけることも自立に繋がりますし、また子どもの学業の支援をすることなども、保護世帯の自立に向けた支援であります。

このような支援を行い、貧困の連鎖を断ち切るためには、教育や雇用などを含めた様々な福祉対策を考えなければならないと思います。

このような観点から、「生活保護受給者のチャレンジ支援」として、生活保護受給者が自立に向けて、就労、教育などの分野でチャレンジすることを支援する独自の取組を開始している県もあると聞いております。

生活保護世帯の実情も各県によって異なることとは思いますが、生活保護受給者の自立に向け、このような「生活保護

受給者の「チャレンジ支援」の取組を、本県でも実施することを検討されてはいかがでしょうか、県の考えをお伺いします。

次に、児童虐待防止対策について

本年 9 月議会におきました、上岡議員の質問に対し、知事は、「子供の安全確認につきましては、市町による対応が困難な場合、専門機関である児童相談所において、ケースによっては警察の援助も得ながら、迅速に児童の安全を確認することといたしております。

県といたしましては、児童相談所長会議において、こうした事例について具体的に検証し、機動的な立ち入り検査や一時保護の実施など、状況に応じた的確な初期対応がとられるよう、体制の引き締めを図ったところだ」と、答弁されました。

しかし、我が地元の宇部地域には、残念ながら、その専門機関である児童相談所がありません。

宇部地域は中央児童相談所の管轄だそうで、何かあったら、山口市の中央児童相談所の職員の方が、毎回約一時間かけてこられて対応されるそうです。

しかし急を要する対応が求められる事案が多いため、現状の体制のままでは、迅速かつ適正な対応を行うことは困難であります。

しかし、県の財政状況が厳しいことも理解していますので、宇部・山陽小野田・美祢地域への児童相談所の設置については、一日も早く設置されるよう強く要望いたします。

一方、この設置までの間、緊急事案に早急に対応するため、中央児童相談所の各市担当児童福祉司の常駐が欠かせないと思いますが、どうお考えかお尋ねします。

次に、自動販売機の公募制（総合評価方式等）の導入について

平成18年に地方自治法が改正されまして、庁舎等の余剰スペースの有効活用を図るため、行政財産の貸し付けが可能になりました。

これに伴いまして、自動販売機を設置する際にも、行政財産の使用許可による方法から行政財産の貸し付けという方法によることが可能になりました。

このことによって、自動販売機の設置に当たり価格競争により設置業者を選定することができるようになりました。

そこで、本年6月議会一般質問において、自動販売機の設置業者選定に係る公募による一般競争の拡大について質問しましたところ、本年四月からは、本庁舎の一部において、先行的、試行的に公募を実施し、10月には本格的に実施されました。

公募による業者選定の結果、決定した売上手数料率は平均で販売価格の32.7%となっています。

これまでの使用料に加えて売上手数料を徴収することは、県有財産の有効利用という観点から見れば、大幅な歳入増につながり、評価されるところであります。

しかし、商いは利益が出ないと価値はないものですから、売上手数料率のみで競争させて良いものかと懸念しているところ です。

私は、行政は、健全な民間企業の発展育成を支え行くことが重要であることから、必要以上の競争を誘発することがないよう売上手数料率だけでなく、複合的な要素から業者を選定していくことが必要となると 思います。

6 月議会の答弁において、「本格実施に当たりましては、環境面への配慮として、例えば省エネタイプの自動販売機の設置や、地産地消を推進する観点からは、県産品の販売や県内事業所の活用等、諸条件の整備についても留意していくこととしております」と答弁されました。

そこでお伺いしますが、公募制度を今後さらに拡大していくにあたっては、**売上**手数料率のみで競争するのではなく、自販機の省エネ性能や地場産の利用度などを点数化して評価する総合評価方式やコンペ方式等の導入を提案しますが考えをお聞かせ下さい。

(あと 5 分かかる)

次に、県立高校の中途退学問題について

平成 22 年 9 月 14 日に公表された「平成 21 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、全国の高等学校における中途退学者は、約 5 万 7 千人と前年度より約 9 千人減少しましたが、在籍者のうち中途退学者は 1.7% を占めています。

中退の理由は、①学校生活・学業不適應、②進路変更、③学業不振、④病気・けが・死亡、⑤問題行動等、⑥家庭の事情、⑦経済的理由、⑧その他に分類され、1 番多い理由は「学校生活・学業不適應」39.3% で、そのうち「もともと高校

生活に熱意がない」「授業に興味がわかない」が約5割強を占めています。

2番目は「進路変更」32.8%で、そのうち「就職を希望」が約4割となっています。

一方、高等学校における不登校生徒数は、約5万2千人と前年度より約1千人減少し、在籍者に占める不登校生徒数の割合は1.55%となりましたが、このうち、中途退学に至った者は、約1万7千人で不登校生の3割を越えています。

これらの調査から、高校教育のレベルに十分対応できる学力や明確な目的意識を持つことなく、高校に入学した生徒たちが、「学校生活と学業」に適応できず中途退学していくという実態が把握できます。

さらに、社会経済情勢の悪化が続く中、日々の暮らしに精一杯という家庭においては、子どもの学習環境を整える余裕はありません。

経済的貧困だけが中退や不登校の原因と決めつけることはできませんが、子どもの意欲を奪っていることは事実です。

ところで、全国的に高校進学率が98%を超えつつある今日、義務教育を終えてさらに学びたいと強く思う子どもたちが、経済的な制約で高校に進学できないということがないようにするために、本年4月から高校授業料の無償化が始まりました。

しかし、経済的理由により、高校の授業料はかねてから減免制度によって無料だった世帯は、無償化のメリットはなく、むしろ不況の影響で生活は厳しい状況になっています。

さらに、来年度から小中学校で順次、新学習指導要領が完

全実施となります。「ゆとり」から「学力重視」へ、教育現場が大きくかじを切る中、教師は、いじめや不登校、特別支援教育、保護者との調整など山積する課題に直面しており、子どもと向き合う時間を十分に確保することが最も大切です。そして、高校に進学した後も、勉強についていけないということがないように、生徒一人ひとりへの支援の充実など、学力をつける応援も大切です。

また、経済的に厳しい家庭に限らず家庭で大切にされていないと感じる子どもが一生懸命、勉強しようとか、人生を前向きに考えようとするのでしょうか。そんな子どもたちに教師や学校はどのように接すればいいのか、また、貧困の中で孤立しがちな親たちに対して社会はどのように対応すればいいのか。

私は、高校中退は、教育問題だけではなく、社会が抱える課題の一つになっていると思います。

そこでお尋ねします。これまで取り組んで来られた高校中退防止対策について、成果も含めどのように認識されているのでしょうか。

また、今後、学校と市町自治体、児童相談所など子どもに関係する機関が常に連携し、家庭を支援することが必要と考えますが、中退防止対策にどのように取り組まれるのか、教育長の御所見お伺いいたします。